

「広報きしわだ」広告掲載に関する仕様書

- 1 「広報きしわだ」への広告掲載は、市が保有する資産を有効活用し自主財源を確保すること、また、各分野の産業の振興や市民サービスの向上を図ることを目的として実施する。
- 2 広告を掲載する広報紙は、毎月1日発行の「広報きしわだ」（B4タブ、全16～20面、表紙と最終面は4色、中面は2色刷り）とする。広告を掲載する紙面は中面（表紙と最終面以外の面）のうち、市が指定する面の最下段とする。ただし、市の都合により面数や発行日、広告掲載面を変更して発行することがある。この場合は、事前に連絡をする。
- 3 「広報きしわだ」は、毎月約76,000部印刷し、町会・自治会による配布や郵送などにより、市が市内全世帯に配布する。
- 4 広報紙1号あたりの広告枠は最大8枠とする。
- 5 広報紙への広告掲載を希望する場合は、発行日の前々月の20日までに「広報きしわだ広告掲載申込書」にて市へ申し込むものとする。
- 6 市は広告掲載申込書を受理したとき、当該広告内容及び掲載希望者が岸和田市広告収入事業実施要綱に定める基準を満たすものであるかどうかについて速やかに審査する。
- 7 市は岸和田市広告収入事業実施要綱に定める基準を満たしたもののの中から、次に掲げる審査基準で広告掲載の順位を決定し、その順位が1位となるものから順に広告掲載の承諾をする。
 - (順位1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するものに係る広告
 - (順位2) 私企業のうち公共的性格を有する事業者であって、市内に事業所を有するものに係る広告
 - (順位3) 上記以外の事業者であって、市内に事業所を有するものに係る広告
 - (順位4) 上記以外の事業者であって、市内に事業所を有しないものに係る広告
 - (順位5) 上記に掲げるもののほか、広報きしわだに掲載する広告として市長が適当であると認めるものなお、申し込みが8枠を超えた場合は、その超えることとなる順位と同じ順位の認定広告案について抽選を行い、広告掲載を承諾するものとする。

- 8 広告取扱業者は、広告内容やデザイン、コピーなど掲載内容について、事前に市の了解を得るものとする。市の了解のない場合は、その広告は掲載できない。
- 9 納品は、広告原稿をアドビ・イラストレーター（アウトライン済みのもの。市はCCを使用）またはPDF/x-1a:2001で作成し、電子媒体（電子メール等）で、発行日の前月の5日までに市へ送付する。市へ送付した電子媒体の著作権は広告主に属するものとする。
- 10 広告一件当たりのスペースは、各面最下段の2分の1（タテ約7cm×ヨコ約11.3cm）を基本とし、市への納入金は1枠あたり31,000円とする。またそれに加え、2枠（タテ約7cm×ヨコ約24.5cm）分を62,000円、1/2枠（タテ約7cm×ヨコ約5.7cm）分を15,500円とし、枠の種類は合計3種類とする。
※ 印刷の関係で、発行時に大きさが1～2mm程度前後する場合があります。
- 11 広告依頼主から徴収できる広告料は、市への納入金に1.8を乗じた金額以下とする。この金額には制作費は含まないものとする。広告料及び制作費の金額について、市は広告取扱業者に随時報告を求めるものとする。
- 12 広告掲載料の市への納入は、広告掲載月の翌月末までとする。ただし、指定日までに納入しなかった場合は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 13 掲載広告についての責任は、市から委託を受けた広告取扱業者が全て負うものとする。
- 14 次に掲げる広告は掲載しない。
 - (1) 岸和田市広告収入事業実施要綱第4条・第5条
 - (2) 「広報きしわだ」広告掲載要綱第6条
 - (3) その他広報広聴課長が掲載することが適当でないと認めるもの